

対象工事番号 ○ × ○ × ○ × ○ ○ × ×

【完了(所得確認書様式)】

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

空家1戸毎に1枚のシートを作成して下さい。2戸以上の住宅について申請する場合はシートを追加して作成して下さい。

所得確認書

事業実施住宅において入居者の属性が「月額所得が214,000円を超えない者」であることを、下表のとおり確認いたしました。

対象住宅	名称・棟番号	〇〇〇マンション
	部屋番号	201

1. 世帯の年間所得金額合計

世帯において所得がある者				人数	1 人
	氏名	続柄	年間収入金額(円)	年間所得金額(円)※1	
1	東京 太郎	本人	3,800,000 円	2,500,000 円	
2	東京 花子	妻	300,000 円	300,000 円	
3			円	円	
4			円	円	
5			円	円	
①世帯において所得がある者全員の年間所得金額合計				2,800,000 円	

※1 世帯において所得がある者毎に年間所得金額計算シートを添付してください。

2. 控除額

②控除額の合計※2	380,000 円
-----------	-----------

※2 世帯毎に控除額計算シートを添付してください。

3. 月額所得

(①-②)円 ÷ 12ヶ月	201,666 円
---------------	-----------

↑
月額が、
214,000円以下であることを
確認してください。

年間所得金額計算シート

対象住宅	名称・棟番号	〇〇〇マンション
	部屋番号	402
氏名		東京 太郎

1. 給与所得による年間所得金額

(1) 下表により、就職時期などに応じ、年間総収入金額を計算。

就職時期など	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)	3,800,000 円
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12カ月間の総収入金額	円
③ 現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額 円 - 円 賞与 円 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数 ヶ月	円
④ 現在の勤務先に就職してからまだ給与(1カ月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が 円 × 12	円
年間総収入額		3,800,000 円

(2) 次に、(1)で計算した年間総収入金額の区分に応じて、年間給与所得金額を計算。

年間総収入金額の区分		年間給与所得金額
651,000円未満	651,000円未満	年間給与所得金額=0
651,000円以上	1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得金額
1,619,000円以上	1,620,000円未満	年間給与所得金額=969,000円
1,620,000円以上	1,622,000円未満	年間給与所得金額=970,000円
1,622,000円以上	1,624,000円未満	年間給与所得金額=972,000円
1,624,000円以上	1,628,000円未満	年間給与所得金額=974,000円
1,628,000円以上	1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り、その後4000を掛け戻して $AX0.6=$ 年間給与所得金額
1,804,000円以上	3,604,000円未満	$AX0.7=$ 年間給与所得金額
3,604,000円以上	6,600,000円未満	捨てた後に4000を掛け戻して $AX0.8=$ 年間給与所得金額
6,600,000円以上	10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得金額
10,000,000円以上		年間総収入金額×0.95-1,700,000円=年間給与所得金額

給与所得による年間所得金額 (A) 2,500,000 円

2. 年金所得による年間所得金額

(1) 下表により、年金の受給期間に応じ、年間総収入金額を計算。

年金の受給期間	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 1年以上引き続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	円
② 年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	円
年間総収入額		円
年齢		歳

(2) 次に、「年齢区分」及び「1で計算した年間総収入金額」の区分に応じて、年間年金所得金額を計算。

年齢区分	年間総収入金額の区分	年間年金所得金額
65歳以上	1,200,000円以下	年間給与所得金額=0
	1,200,001円以上 3,299,999円以下	年間総収入金額-1,200,000円=年間年金所得金額
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額
64歳以下	700,000円以下	年間給与所得金額=0
	700,001円以上 1,299,999円以下	年間総収入金額-700,000円=年間年金所得金額
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額

年金所得による年間所得金額 (B) 0 円

3. その他の所得による年間所得金額

(1) 下表により、開業等の時期に応じ、年間総収入金額(=年間所得金額)を計算。

開業の時期	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額	<input type="text" value=""/>
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額	<input type="text" value=""/>
	その他の所得による年間所得金額(C)	<input type="text" value="0"/>
4. 年間所得金額	(A+B+C)	<input type="text" value="2,500,000"/>

年間所得金額計算シート

対象住宅	名称・棟番号	〇〇〇マンション
	部屋番号	402
氏名		東京 花子

1. 給与所得による年間所得金額

(1) 下表により、就職時期などに応じ、年間総収入金額を計算。

就職時期など	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)	[] 円
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12カ月間の総収入金額	[] 円
③ 現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額 [] 円 - [] 円 [] 円 × 12 + [] 円 = [] 円 勤務した翌月から申込み月の前月までの月数 [] ヶ月	[] 円
④ 現在の勤務先に就職してからまだ給与(1カ月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が [] 円 × 12 = [] 円	[] 円
年間総収入額		[] 円

(2) 次に、(1)で計算した年間総収入金額の区分に応じて、年間給与所得金額を計算。

年間総収入金額の区分	年間給与所得金額
651,000円未満	年間給与所得金額=0
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-650,000円=年間給与所得金額
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得金額=969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得金額=970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得金額=972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得金額=974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り、その後4000を掛け戻して AX0.6=年間給与所得金額
1,804,000円以上 3,604,000円未満	AX0.7-180,000円=年間給与所得金額
3,604,000円以上 6,600,000円未満	捨てた後に4000を掛け戻して AX0.8-540,000円=年間給与所得金額
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,200,000円=年間給与所得金額
10,000,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,700,000円=年間給与所得金額

給与所得による年間所得金額 (A) [] 円

2. 年金所得による年間所得金額

(1) 下表により、年金の受給期間に応じ、年間総収入金額を計算。

年金の受給期間	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 1年以上引き続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	[] 円
② 年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額。 (年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額	[] 円
年間総収入額		[] 円
年齢		[] 歳

(2) 次に、「年齢区分」及び「1で計算した年間総収入金額」の区分に応じて、年間年金所得金額を計算。

年齢区分	年間総収入金額の区分	年間年金所得金額
65歳以上	1,200,000円以下	年間給与所得金額=0
	1,200,001円以上 3,299,999円以下	年間総収入金額-1,200,000円=年間年金所得金額
	3,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額
64歳以下	700,000円以下	年間給与所得金額=0
	700,001円以上 1,299,999円以下	年間総収入金額-700,000円=年間年金所得金額
	1,300,000円以上 4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75-375,000円=年間年金所得金額
	4,100,000円以上 7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85-785,000円=年間年金所得金額
	7,700,000円以上	年間総収入金額×0.95-1,555,000円=年間年金所得金額

年金所得による年間所得金額 (B) [] 円

3. その他の所得による年間所得金額

(1) 下表により、開業等の時期に応じ、年間総収入金額(=年間所得金額)を計算。

開業の時期	年間総収入金額の計算のしかた	年間総収入金額
① 前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額	300,000 円
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額	円
その他の所得による年間所得金額 (C)		300,000 円
4. 年間所得金額	(A+B+C)	300,000 円

控除額計算シート

対象住宅	名称・棟番号	〇〇〇マンション
	部屋番号	201

入居世帯の状況に応じて、下表により、控除額を計算。

控除の種類	控除対象となる方	控除額の計算	控除額	
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族	38万円/人 × 1 人 =	38 万円	
特別控除	寡婦（夫）控除 次に該当する方 ・ 夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方 ・ 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ・ 妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方 <small>（※左記に該当する方の所得金額が27万円未満の時は、その額×人数）</small>	27万円/人 × 0 人 =	0 万円	
	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で、70歳以上の方	10万円/人 × 0 人 =	0 万円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方		
	特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以	20万円/人 × 0 人 =	0 万円
	障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 知的障害者更生相談書等により知的障害者と判定された方 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円/人 × 0 人 =	0 万円
特別障害者控除	次に該当する方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・ 知的障害者更生相談書等により重度の知的障害と判定された方など ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など	40万円/人 × 0 人 =	0 万円	

控除額の合計 38 万円